# 群鸟県適正化通信 NO.71

## 点呼記録簿及び点呼の実施方法について

標記については、再三、適正化通信( $Nom 5 1 \cdot Nom 4 2 \cdot Nom 3$ )等で徹底をお願いしているところですが、運輸支局との打ち合わせ等において不備事項が多く指摘をされております。

また、運輸支局の監査でも特に点呼は注視をしていると聞いております。「点呼」は運行管理の基本です。基本がしっかり出来なければ輸送の安全確保等全てに影響が出てきます。燃料の高騰や人材不足等大変厳しい経営環境ではありますが、「点呼」が運行管理の基本であることをご理解いただき、より一層の法令遵守をお願いします。

#### 1. 点呼記録簿の記載事項

(自社の点呼記録簿の記載事項を確認して下さい。点呼記録簿は、自社様式でも市販されているものでも法令記載事項が記録されていれば構いません。)

#### (1) 乗務前点呼

- ① 点呼執行者名
- ② 運転者名
- ③ 運転者の乗務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等
- ④ 点呼日時
- ⑤ 点呼方法
  - イ. アルコール検知器の使用の有無
  - ロ. 対面でない場合は具体的方法
- ⑥ 酒気帯びの有無
- ⑦ 運転者の疾病、疲労等の状況
- ⑧ 日常点検の状況
- 9 指示事項
- ⑩ その他必要な事項

#### (2)乗務途中点呼

- ① 点呼執行者名
- ② 運転者名
- ③ 運転者の乗務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等
- 4 点呼日時
- ⑤ 点呼方法
  - イ、アルコール検知器の使用の有無
  - 口. 具体的方法
- ⑥ 酒気帯びの有無
- ⑦ 運転者の疾病、疲労等の状況
- ⑧ 指示事項
- ⑨ その他必要な事項

### (3)乗務後点呼

- ① 点呼執行者名
- ② 運転者名
- ③ 運転者の乗務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等
- 4 点呼日時
- ⑤ 点呼方法
  - イ、アルコール検知器の使用の有無
  - ロ. 対面でない場合は具体的方法
- ⑥ 自動車、道路及び運行の状況

- ⑦ 交替運転者に対する通告
- ⑧ 酒気帯びの有無
- ⑨ その他必要な事項
- 注:各記載事項については、未記入事項がないように記載をお願いします。特にアルコール検知器の使用、酒気帯びの有無は確実に実施し、健康状態もしっかり確認して下さい。
- ※ 法令記載事項とは、貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条(点呼)をいいます。

## 2. 最近の巡回指導時に見受けられた点呼の誤認事例

(記入例は適正化通信No.51を参照して下さい。)

- ① 運行途中の休憩時に営業所に連絡を入れたことを点呼記録簿 (乗務後点呼欄)に記載し、本来の終了点呼の記載を怠ってしまった。(点呼記録簿に記載する場所が無くなり無記入となってしまった。)
- ② 同様に、荷主到着時や休憩開始・終了時に運転者から連絡を徹底させていることは良い取り組みとして考えるが、この連絡を点呼記録簿、特に、「中間点呼」や「乗務後点呼」欄へ記載することで、本来記載すべき終了点呼が記載されない状況も見られた。
- →①や②などは、運転者からの連絡を補助簿等に記載することで改善が図られます。
- ③ 泊運行の「休息」に入る前の電話点呼について、日付(12時)を跨いではならないと誤った認識により、完全に運行を終了していない状況であっても電話連絡を行い乗務後点呼として記載している。(走行中に電話連絡を実施など)
- →1日とは、始業時刻から起算して24時間を言います。
- ④ 泊運行の休息期間開けの始業時の点呼(電話)について、日常点検及びアルコールチェックは不要と誤認していた。

泊運行先の電話点呼においても、日常点検やアルコールチェック、疾病・疲労の確認、指 示事項などの一連の点呼を実施して下さい。

- ⑤ 営業所と車庫が離れている事業者で、点呼実施方法の誤認。
  - 日常点検を点呼後に実施している。
  - ・ 車庫地にて電話点呼で始業開始している。
- →「日常点検」は点呼前に実施することが必要です。

車庫地にて運行管理者等が点呼(始業や終了)を実施できれば問題はありませんが、営業所にて点呼を実施する場合には、例えば、運転者が営業所で運行管理者等から事業用自動車の鍵を預かり、車庫地にて日常点検を行い再度営業所へ戻り、対面点呼を実施し、車庫地まで移動して事業用自動車を運行する方法が適当と思われます。点呼実施後でなければ事業用自動車は運行することができないことを注意してください。なお、帰庫時の終了点呼についても営業所へ立ち寄って点呼を実施し車庫地まで行くことは認められません。車庫地にて車両を停車し営業所へ移動し点呼を実施することとなります。

- ⑥ 「始業時刻」から24時間が1日であることの認識がない。結果として1日の拘束時間 16時間以内(上限)という点を考慮せず点呼を実施している。
- →1日とは、始業時刻から起算して24時間を言います。
- ⑦ 2泊3日以上の運行の点呼の場合に、どのように点呼記録簿に記載すべきかの知識不足。 同様に運行指示書の作成についても知識不足により作成されず、過労運転となっている。 この点は、適正化実施機関や運輸支局へ照会してください。

不明な点は気軽に適正化指導員にお尋ね下さい。 群馬県貨物自動車運送適正化事業実施機関 電話 027-212-8821